

随時監査

監査委員が実施する必要があると認めた時に行う監査で、平成22年1月から2月にかけて、東京オリンピック・パラリンピック招致に係る事務執行について監査しました。

【監査の概要】

2016年東京オリンピック・パラリンピック招致活動に係る経費の使途について、都民の高い関心を考慮し、知事より監査の実施について依頼があったことを受け、事務の執行が適正に行われているかを検証するために監査を実施しました。

監査の対象は、以下のとおりです。

- ・東京オリンピック・パラリンピック招致本部（以下「本部」といいます。）の招致活動事業
- ・特定非営利活動法人東京オリンピック・パラリンピック招致委員会（以下「委員会」といいます。）の補助対象事業

【監査の結果】

2016年東京オリンピック・パラリンピック招致活動として、本部が実施した財務に関する事務等の執行に係るもの及び委員会の出納その他の事務の執行で都が行う財政的援助に係るものについて、着眼点ごとに定めた監査手続に従い監査を実施した結果、概ね適正に執行されていることが認められました。

なお、事業者の選定に当たり、契約の公正性、競争性及び経済性を確保するという観点から、事業者の選定方法等について、より一層、慎重に検討することが求められるとしました。